

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和2年6月25日（木） 午後2時00分から
午後4時00分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、太田正美、井上伸史、二ノ宮健治、守永信幸、小嶋秀行、吉村哲彦

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 請願7については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 指定管理者の更新について、県産農林水産物の消費回復・拡大について並びに新規就業者の状況及び農業分野への企業参入の実績と今後の県の取組についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県外所管事務調査、参考人招致について協議を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 白岩賢一
政策調査課調査広報班 主事 佐藤千種

農林水産委員会次第

日時：令和2年6月25日（木）14：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

14：00～15：50

(1) 付託案件の審査

請 願 7 種苗法改正に慎重な審議を求める意見書の提出について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①新規就農者の育成及び営農開始後の支援について

(3) 諸般の報告

①指定管理者の更新について

②県産農林水産物の消費回復・拡大について

③新規就業者の状況及び農業分野への企業参入の実績と今後の県の取組について

④由布市庄内町の土砂崩れに対する農地復旧支援と農業水利施設の緊急点検について

⑤有害鳥獣対策の取組について

(4) その他

3 協議事項

15：50～16：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

鴛海委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は委員外議員として古手川議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員の方は、あらかじめ、御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた請願1件です。

これより審査を行います。

請願7種苗法改正に慎重な審議を求める意見書の提出について、執行部に説明を求めます。

三浦地域農業振興課長 農林水産委員会資料の1ページを御覧ください。種苗法改正に慎重な審議を求める請願について御説明します。

現段階では国から示される情報が限られていますが、今回の改正案では、背景の3点目にあるように、登録品種を育成者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図るとされています。

法律案の概要の1の(1)を御覧ください。まず、登録品種の海外流出防止等を図るための措置として、育成者が出願時に輸出・栽培地域に係る条件を付すことにより、種苗等が譲渡された後でも、育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権が及ぶよう特例が設けられます。

あわせて、(2)にあるように、登録品種に限り、農業者が種苗を自家増殖する場合は、育成者の許諾に基づき行う必要があります。この許諾手続について、国は、農業者に過度な負担が発生しないよう、農業団体等がまとめて申請し、許諾を受けることが可能としており、さら

に許諾料は、都道府県試験場等の公的機関が開発した品種では、高額になることは想定していないとされています。

また(3)にあるように、品種登録審査の内容の充実を図るため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準が引き下げられます。2の育成者権を活用しやすくするための措置として、出願品種の権利侵害が疑われる場合、品種登録簿に記載された特性表を使用して、侵害品種であることを推定する新たな制度を設けて、侵害立証を行いやすくします。加えて、育成者が特性表の補正を請求できる制度等も設けるとしています。

なお、現在栽培されている品種のほとんどは、今回の法改正の対象ではない一般品種で、例えば地域の伝統品種である在来種や、品種登録期間が切れた品種などは、すべて一般品種となります。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

守永委員 種苗法の関係で先日的一般質問でもやり取りがあったので、どういう内容かはあらかじめ情報を得たわけですが、大分県下で栽培されている作物の中で、制限される登録品種にあたるものは何点ぐらいになるのか。それと、この登録品種の中で大分県やほかの都道府県、農研機構以外の登録品種の点数が分かれば教えてください。

それから、自家採種をする場合の許諾料について、どういう情報が得られているのか。そして、種苗法が改正されたときに、県下でどれだけ登録品種が使われているのかといった調査をしなければならないと思うんですけども、この改正後に県としてしなければならないことはどのようなことがあるのか、いつまでにやらなきゃならないのか、もし分かっていたら教えてください。

三浦地域農業振興課長 まず、大分県で栽培されている登録品種についてですが、主なものだけで、全体は把握できていませんが、例えば、稲では、つや姫をはじめ、にこまる、たちはるか、あきだわら、吟のさと、恋の予感、あきまさりの7品種です。そのほか、小麦で3品種、大麦でトヨノホシなど5品種。ほとんどが公的機関、国の農研機構や都道府県の試験場で開発された品種で、大分県で栽培されている品種のうち、民間で登録された品種は野菜のにらとトマトの2品種のみと把握しています。

法が改正された後の許諾手続と許諾料について、詳しい情報は得ていませんが、許諾手続は団体等でまとめて行うことが可能と聞いており、手続が円滑にできるようにひな型を作成することです。それから、許諾料が生じる場合はあるけれども、公的機関が作った品種であれば高額になることは想定されないという情報しか今のところありません。

県がどのように対応していくのかについては、これもまた国の動きを見なくてはならないんですけども、当然県が登録した品種があり、これらの扱いをどうしていくかは検討する必要が生じます。

守永委員 あと、自家採種ができなくなることを考えれば、特に農業者団体が大きな影響を受けるんだろうと思うんです。基本的には毎年種子を更新してくれということで、栽培作物の品質を安定しようという動きは従前からあったわけなんですけれども、その方針の中で、今、種子を自家採種しながら、栽培を続けている比率がどの程度なのかがもし分かれば教えていただきたいのと、この件に関して、農業者団体との意見交換は十分されているのか教えてください。

三浦地域農業振興課長 最初の質問のどの程度品種更新なり自家採種、自家増殖されているかについてです。

まず、米の登録品種であるつや姫は、山形県の品種ですが、さきほど守永委員が言われたように、品質を維持するために全量種子更新を現在でもやっています。それから、もう一つ例を取ると、トヨノホシの種子更新率が5割強です。

残りの4割強が自家増殖されています。それから、大分のベリーツについては、最初に許諾をもらい、自分の所で栽培する分については、皆さん全量増殖をしています。

それと、農業者団体との意見交換についてですが、今現在、国からの情報があまりに少な過ぎるので、今後国に詳細な内容等情報を求めていきながら、これを農業者団体、それから県の普及指導員等を通じて周知を図っていきます。

井上（伸）委員 自家増殖はどの範囲なんですか。個人のも自家になるし、その範囲がちょっと分からないので、その説明をお願いします。

三浦地域農業振興課長 自家増殖とは基本的に登録品種に限っての話ですが、まず最初に、登録品種を育成した人から許可をもらって栽培します。その後、2年目に作る時は、自分で作るための増殖については種を買わなくても自分で増殖していいですよというのが今の種苗法です。もし改正されると、登録品種に限ってですけど、次の年に作るための苗を自分で作るとか種を増殖するのに許諾が必要になります。

井上（伸）委員 例えば、大企業がそういったものを作って誰でもできないということになると困るし、また、個人が努力してやったことを許諾なしに容易にやられても困るだろうし、その辺の範囲が分からなかったんですけど、今の説明でも、範囲がどの程度なのか。大手企業がどんどんやっちゃって、それが欲しいけど、やれないような所もあるでしょう。その辺のところじゃないかなと思うんですが、そういうことじゃないよね。

三浦地域農業振興課長 今回の種苗法の改正で制限がかかるものは、飽くまで登録品種と言われる種苗登録されたものだけです。例えば、米では大分県の主要品種であるヒノヒカリやコシヒカリ、ひとめぼれ、これらは一般品種で登録品種に該当しません。

それから、多くの野菜の品種は今、F1品種と言って、掛け合わせてその子どもだけがいい形質を表すという品種が多いため、登録自体がされていないものが非常に多いです。

これも国の資料ですが、おおむね9割が一般

品種、残りの1割が登録品種です。

井上（伸）委員 大体分かりました。要は大分県のこういった品種がどの程度指定されているかは、あなたたちは把握しておくことが必要だと私は思うので、ぜひともまたそういった登録の関係については明確に、品種指定も分かるようにしてください。

三浦地域農業振興課長 大分県内で使用されている農作物の登録品種、さきほど一例で申し上げましたが、一応、基本的には押さえています。

太田副委員長 この意見書案を見ると、自家増殖が許諾制から原則禁止になるという言い方とか、事務手続で費用負担がかかってくるのか、3番目に大手種苗メーカーの品種登録がされると高額な手数料、許諾料を払わなければいけないとか、種苗の多様性を失わせるとか、小規模農家に大きな打撃を与えるとか、また、消費者の食の多様性に影響があるとかを書かれているんですが、果たして今回の改正がそんなに影響を与えるような重大なことにつながるのかをお尋ねしたいんですが。

三浦地域農業振興課長 私たちも国からの資料が十分でないために一部しか回答できませんけれども、まず、許諾に必要な事務手続や費用負担については、これは当然生まれることになると思っていますが、さきほど説明したように、団体でできると国からは説明されているので、一農家が個々でする必要はないと思っています。

それから、ほとんどの登録品種が公的機関が育成した品種であることから、費用負担は発生するかもしれないけど、高額なものにはならないと聞いています。

その他の部分については、正直、申し訳ありませんが、はっきり分かりません。

太田副委員長 この改正が大分県の農家、農業にとって著しい影響を与えるような改正につながるのかについて少し丁寧に説明してほしいんですが。

三浦地域農業振興課長 大分県内の農業にどのような影響があるかですが、さきほど言ったように、登録品種は割合的には少ないです。まず、

つや姫については現状でも全量種子交換をされていて、これは仮に全て増殖されても今までも種子を全部交換していたので、何の影響もないと思っています。また、今、いちごでは佐賀県のさがほのかやベリーツが作られていますけれども、さがほのかは来年3月には種苗の登録の期限が切れるので、その後は一般品種になり、影響はないかと。ベリーツについては、大分県の品種で、これは大分県の判断で行うことができるので、生産者への大きな影響はないんじゃないかと考えています。

吉村委員 ちょっとお伺いします。もし認識が間違っていたら、訂正いただければと思いますが、登録品種そのものが全体の1割程度かと認識しています。私もいろいろ調べてきたんですけども、また、登録品種の中でも野菜の割合は僅か6%、7%程度だと農水省も発表しているので、農家への影響は非常に小さいかと認識しています。

また、F1のものに関しても、基本的に自家、自分たちで種を採ったりは難しい話だと思うので、毎年改めて購入していることを考えれば、これだけ日本国内における各機関が長年かけて作ってきたものが何の規制もなく海外に流れる、そこで勝手に作られていくことの方が、権利を守るという部分では非常に重要なことかと個人としては認識しているんですが、御意見があれば伺わせてください。

三浦地域農業振興課長 吉村委員が言われるように、多くが一般品種です。国の資料によると、例えば、米だと84%が一般品種、野菜だと90%を超えるものが一般品種、みかんで言うと98%が一般品種と聞いているので、吉村委員の認識でよろしいんじゃないかと思います。

吉村委員 もう1点だけ。ちょっと私も調べて分からない所があったんですけども、一般品種になったものが改めて登録品種になることはあり得ないと思うんですが、これはどうなんでしょうか。

三浦地域農業振興課長 過去に登録を受けて、その期限が切れたもの、若しくは継続をしなかったものは再度登録をすることができません。

それから、在来種とか、その他の品種がいろいろあるんですけども、登録する条件があって、新規性とか安定性とか、いろいろあり、そのうちの一つに未譲渡性があります。1年以上前に種苗若しくは収穫物——農産物のことなんですけど、それが販売されていたら、それは登録の条件に合致しません。今、一般品種のもので、それらに該当しないものがあれば登録の可能性は残るんですけど、基本的にないと思っています。

二ノ宮委員 私、農業をしているので、大変な問題だと思っています。

例えば、ヒノヒカリが温暖化の中で大分県には余り適さないと言われていたんですけど、新たな品種というか、対応品種がないために作っている人が多いんじゃないかと思っています。

ヒノヒカリの種にしても、本当は、毎年種子交換をした方がいいんですけど、今の農業経営の中で結構高いんですね。だから、やはり2、3年ぐらい採って、そして、3年ぐらい経ったときに新規にというのが大体建前です。

そういう中で、ヒノヒカリが、これからますます温暖化が進む中で大分で作れなくなる。恐らく県も、にこまるか、つや姫か、よく分かりませんが、そういうものに持っていこうと。大分県中にそういう、つや姫ならつや姫しかいい品種がないということになれば、登録品種の場合は、毎年、相当高額な種子代を払うことになります。だから、一つの権利を守る、海外への流出防止もあるんですけど、やはり農家を守る立場からも考えてもらいたいということです。

ちょっと話がずれたんですけど、今回の問題については、私、本当にいろんな本や資料を読みあさりました。賛成派と反対派が真っ二つに割れていて、どっちもどっちというか、私も本当に、はっきり反対だとか、はっきり賛成だとは言えません。さきほど課長からも、まだ余り情報がなくて、今の範囲ではこのくらいしか言えないと言われていました。

そういうことで、今回の意見書はいろんな意見がある中で、廃止しろとか言っている意見書じゃないんですよ。もう少し丁寧に。新しく作る人たちの権利も、そして農家の人たちにも安

心を与えるような、そういう意見。

このコロナの中で、私たちの話をするとおかしいんですが、専門家を呼んで勉強会をする予定だったんです。ところが、コロナのためにそれができなくなって、そういうことが全国で多いんじゃないか、まだまだ議論をした方がいいんじゃないかということで、この意見書については、私が見た限りではもう少し、いろんな情報を集めて、そして両者が成り立つような種苗法に変えるべきだということじゃないかと思っています。

このことについて、もし何か意見がありましたら。

三浦地域農業振興課長 そのところは、非常に申し訳ないんですが、はっきり分かりません。

田染農地活用・集落営農課長 二ノ宮委員の前段の話ですが、今現在、大分県のヒノヒカリの作付状況は75%程度です。温暖化が進む中でも安定した味、品質を示しており、この割合がそれを実証しています。そういう中でも、やはり温暖化が進む中、品質も年々、年次間変動が大きくなってきています。そういうことで、つや姫、にこまるといった耐候性品種の導入を進めている状況です。

仮に、つや姫の許諾料の関係、これは種子を販売するときに上乗せして販売しています。率としては0.5%程度、単価でキロ当たり2円で、そんなには農家の負担にはなっていない。育成権を持つ山形県との約束で、山形県が制定している特別栽培米の基準で栽培することと、種子は毎年更新してしっかりとした形質を維持することが条件で大分県で栽培しているので、この辺を農家にも納得してもらい栽培しています。

ちなみに、この販売単価はヒノヒカリよりも高く、コシヒカリ並みで、大分県の品種の中では高値で取引されている状況ですので、理解してもらいながら、つや姫のブランド化を進めています。

三浦地域農業振興課長 さきほど二ノ宮委員からの質問で分からないと言ってしまいましたが、請願に対して意見する立場にない私は思って

います。

二ノ宮委員 さきほどの説明の中で、例えば、稲であれば84%が在来種という説明を受けました。ヒノヒカリに代わる品種として、一般品種の中に、その84%の中にこれから奨励する品種はないんですね。それは全てそういう登録品種なんですか。

さきほど0.5%という数字を言ったんですが、種子交換していったら、種子代も全部かかるんでしょう。それは僅かかもしれませんが、今はヒノヒカリであれば、2、3年は必ず採るんです。そして、やはり簡単に下げると言うんですけど、3年ぐらい種子交換して、そういうこともあるということだけです。

だから、それがあからどうと言うことじゃないんですけど、そういうことも含めて、私はネットでしか調べ切れてないんですけど、その中でいろんな意見があったということをおきます。

小嶋委員 私も正直、細かい点については全く分からないし、言葉の理解もなかなか進んでいないんですが、さきほどから執行部の皆さんに御説明いただく中で感じるのは、この問題は、いわゆる一般品種が多いし、登録品種はごく限られており、しかも金額はかかるにしても、そんなに大きな金はかからないんだと強調されていますが、さきほど課長も言われたように、情報が非常に少ない中で急いで審議するとか、情報が十分伝わらない中で議論するべきではないという趣旨で今回請願を出されているので、そういう立場をぜひ堅持してもらいたいと思います。

もちろん、請願に対して意見を言う立場じゃないことは十分理解しているんですが、県としてもっと十分調べて、県民の皆さんにも十分説明できる状況にしていくことぐらいは早めに論議してもいいんじゃないかと私は思うんです。その点、いかがですか。

三浦地域農業振興課長 現在、私どもが持っている情報は本当に少ないんですけども、国に対して明確になっていない部分等について迅速な情報提供は求めていきたいと思っているし、

国から得た情報については、農業者の不安をおおらないように伝えていきます。

小嶋委員 今度の国会は閉じたので、結論は出ていませんが、やっぱりこれから先の日本の農業をどのように形成していくとか盛んにしていくかという観点からすれば、様々な意見がある。さきほど二ノ宮委員は、賛成反対、半々ぐらいあるんだみたいな話をなさっていたから、ここは慎重に論議するべきではないかと思うので、請願の扱いについてどのようにするかは委員長判断によりますが、我々としてはぜひ慎重な審議を求めているという趣旨に賛同していきたいと考えているので、その点は言うておきます。

守永委員 この種苗法の改正に関して、さきほど目的の一つが海外への流出の抑止ということだったんですけども、一応国内法で規制をかけることで、海外流出が防げるものなのかというのがちょっと判断しづらいと思うんですが、確かに海外の方が品種の流出防止策はかなり徹底している、先進的な取組をされていると聞いてはいます。種苗法の制定によって品種の流出防止がうまくいくという、そういった情報が何かあれば教えてください。

それと、栽培に関しては、種子そのもの、オリジナルをもらわないとできないんでしょうけれども、特段、品種改良とか、そういった育成に関して今回の種苗法で変わることがあるのか、その辺を教えてください。

それと、種子法がもう廃止されてしまったんですが、種子の確保のためにこれまでどおり大分県で手続というか、採取法等の維持なりしてもらっていますが、種子法がなくなったことと種苗法の関係で、何か障害になることがあるのか、その辺の情報があれば教えてください。

三浦地域農業振興課長 まず、海外への持ち出しについてですが、例えば、育成者権を持っている方から農業者が苗を購入した。その買った苗を増殖しないでそのまま海外に出すということは、今、育成者権がそこまで及んでいません。だから、これは違法にはなりません、今回の改正でそれもだめですよとなります。

一方で、農業者が増殖して持ち出す、これは今でも違法です。だけど正直、どこで増殖されているのかが分からないという点があって、今回、自家増殖を許諾制にすることで増殖しているのはどこだと把握できると国から聞いています。

それともう1点の品種育成についてどうかということですが、その点は我々が聞いている範囲には含まれていません。

田染農地活用・集落営農課長 種子生産に関する部分の影響という御質問ですが、今のところ私どもが持っている情報の中では、この種子の生産に関して支障が出るといった情報は入っていないので、そこら辺の情報についてもしっかり収集して判断していきます。

鴛海委員長 意見も出尽くしたようですので、私から。種苗法の改正について議論されているところですが、そういう中で、正しい情報が現場の農家の皆さんに伝わっていないことから不安が広がっているということをお願いします。

県内の市町村の中では、もう議会が終わろうとしていますけど、請願が出されたところはないですし、また、全国的にも県で出されているところはほんの1県だけ、私の調査ではそう聞いています。

そこで、2点だけお聞きします。これらは最初、三浦課長が説明した内容と重複するかもしれないし、大体ここに書いておられると思うんですが、農家は登録品種に限り自家増殖する際に許諾が必要となることについて不安を持っているんですね。そういうことから、手続が煩雑となったり、許諾料が高くなるということはないのか、これが1点目。

2点目は、国や県などが、時間や手間をかけて育成した種苗が無断で海外へ持ち出されることで日本の農業の利益を損なうことを防ぐということで今回改正しようとしている、そういう理解でよいのか。この2点についてお聞きします。

三浦地域農業振興課長 1点目についても、さきほど説明しましたが、手続については団体できると聞いているので、農家の負担は増えない

んじゃないかと考えられるし、許諾料もほとんどの登録品種が公的機関、国や都道府県が作った品種なので、仮に許諾料が発生したとしても高額になることはないと思っています。

それから、海外への流出阻止についても、さきほど説明したように、制限が十分加えられるんじゃないかなと思っています。

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより、請願の取扱いについて協議します。

請願7の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

小嶋委員 継続審査としてもらい、閉会中、中身を審査する。執行部から情報が十分届いていないという話もあったので、そういう観点から請願については継続の取扱いをお願いします。

鴛海委員長 請願7については、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

請願7については、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

鴛海委員長 可否同数です。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。委員長は、継続審査とせず、採択について諮ることと裁決します。

それでは、採択についてお諮りします。請願7については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議があるので、挙手により採決します。請願7については、採択すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

鴛海委員長 可否同数です。よって、委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が可否を決します。委員長は、不採択と裁決します。

以上で、請願についての審査を終わります。

次に、去る5月20日から6月10日にかけて実施した、県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

大友農林水産部長 説明に入る前に、一言お礼を申し上げます。篤海委員長をはじめ、委員の皆さまには、5月20日から6月10日にかけて、今回はコロナウイルスの感染拡大といったことがある中で、県内各地の農林水産部関係地方機関及び農林水産業関係施設に足をお運びいただき、調査、御指導、御助言を賜り、誠にありがとうございました。本日は、事務調査のまとめの報告として、委員長とも事前に御相談しました新規就農者の育成及び営農開始後の支援について御説明します。

井迫新規就業・経営体支援課長 資料の2ページをお願いします。新規就農者の育成及び営農開始後の支援について御説明します。

まず1 就農相談会実績を御覧ください。人口減少社会の到来や少子高齢化により、農業の就業人口が減少していく中、新規就農者等、新たな担い手の確保・育成は、農業の成長産業化を図る上でも重要な課題と認識しています。

そのような中、将来、担い手となる研修生や就農希望者の確保については、近年、有効求人倍率の上昇など雇用情勢が改善していることから、全国規模で開催される就農相談会では来場者数が減少しており、地域間の競争が激しくなっています。そのため、ホームページの充実等による情報発信の強化を図りながら、県内外での就農相談会を実施するとともに、移住相談会にも参加し、仕事としての農業をPRしています。昨年度は計60回の実施及び参加で、668人の相談に対応しています。なお、本年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、相談会における感染防止措置を講じながら実施するとともに、相談会に来られない方のためにオンライン相談の受付を開始しています。

次に2 新規就農者の就農実態に関する調査を御覧ください。全国農業会議所が新規就農者を対象に実施したアンケート調査では、就農時に苦労した点として、割合の高い順に農地の確保、

資金の確保、営農技術の習得、住宅の確保があげられています。県外からの移住就農希望者は、就農地に地縁等がなく、農地や住宅の確保等、就農に対して不安を抱えています。そのため、就農学校やファーマーズスクールでは、就農に向けた技術知識の習得に加え、情報提供やあっせん等による農地や住宅の確保、機械・施設の導入に係る補助事業や融資の相談を県・市町村・関係団体で、一体となって行い、研修終了後に速やかに就農できるよう支援しています。

また、県域の就農学校である大分広域白ねぎ就農学校の開校、並びにファーマーズスクールの広域化を行い、就農地の異なる研修生が県内の適地に就農できる体制を整備しています。

3 新規就農者の定着状況を御覧ください。農業の定着率についてですが、就農5年後の定着率は過去5か年の平均で70.5%となっています。就農形態別で見ると、自営就農では85.8%が定着している一方で、雇用就農の定着率は49.3%と、2人に1人が転職等により離農しています。そのため、雇用就農については、雇用主を対象とした就労環境改善セミナーにおいて、労務管理や人材育成について学んでもらい、働きやすい環境づくりを進めています。また、自営就農者に対しては、必要に応じて適宜、技術指導や経営指導を行っているほか、国の農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）受給者に対しては、フォローアップチームを作り、課題の把握に努めています。

おおいた農林水産業活力創出プラン2015では、就農学校やファーマーズスクール等の研修制度の拡充や、就農初期の負担軽減など、就農準備段階から経営開始後までの一貫した支援により、4 新規就農者数の令和2年度の目標達成を目指していきます。

篤海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

二ノ宮委員 新規就農者についてですが、コロナの関係で恐らく農業する人が増えるんじゃないかということはこの間、一般質問で言いました。

営農技術の取得が3番目ぐらいにきているんですけど、あのときも言ったんですが、県内で例えばピーマンとかねぎとか、そういうファーマーズスクール等が整っている所はいいんですけど、県下全体から見たときにそのバランスが壊れているんじゃないかという質問をしました。このことについて現状と、これからをどう考えているのかについて、お聞かせください。

井迫新規就業・経営体支援課長 ファーマーズスクールについては、制度上、指導して下さる農家の方がいれば、いかなる品目でも地域の担い手を育成することができると考えていますけれども、必ずしも全ての地域で同等の水準は確保できないことは想定されます。そのような中で、御指摘のとおり、多くの方が就農を目指す中で研修制度のミスマッチがないように、本会議で知事から答弁しましたが、広域的な対応、市町村の域をまたいだ対応を採って、就農者の確保につなげていきます。

二ノ宮委員 さきほど言ったように、県下全体のバランスが壊れている。そのためにそういうファーマーズスクールに集中しているということです。だから、県下全体で農村を救うためには、やはりバランスを取らないと。そこまですないと今の状態では、例えば、豊後高田とか臼杵とか、豊後大野とか、そういったところに集中するんですよ。

由布市はなしもあって、その関係は増えているんですけど、農村を守るということであれば、もう少しどこかが力を入れてこういう体制を作ってもらいたい。要望です。

井上(伸)委員 農地の確保が2番ですが、パーセントは多いんですけど、農業をする方は最初、やっぱり農地を確保して、それから農業をやるまでに、技術取得もしなきゃいけないと思うし、その辺はどうなんですか。農地の確保のパーセントが上がっているということは、どういう理由ですかね。農地を確保してやるのか、借りてやるのか、その辺のところを、どうも初めて農業をやる人が、最初から農地を買ってやるということは相当な意欲がいると思うんですけども、その辺のところの考えはどうなんで

すかね。

それからまた、d o t. (ドット)というのが福岡にできましたね。移住という一つの目標を持っているんですけど、農業と移住については情報交換は今後されるのか、その辺のところをお聞きします。

井迫新規就業・経営体支援課長 農地の確保についてですが、購入にせよ借りるにせよ、地権者との調整が必要で、どちらにおいても苦労があると承知しています。そういった中で、研修地の市町、また、県が仲介に立ち、また、団体の支援を受けてそういった交渉が円滑に進むように支援しています。農業の開始においては、どのような姿勢であっても農地の確保は一定の困難があると考えているので、この支援をきっちり取り組んでいきます。

それから、移住との連携ですけれども、まず、近年は移住と就農のイベントを合同で行うといった情報発信から人の呼び込みまで一体となって連携して行っており、引き続きそういった取組を強化していきます。

田染農地活用・集落営農課長 農地関係の取組ですが、今現在、担い手に農地を集積するという事で各現場で人・農地プランの実質化という取組を進めています。そういった中で、担い手の情報、それから農地の情報が明確化されつつあります。

そういったところで、農地の情報については、現在進めている農地中間管理事業の中で、農地の中間保有という制度があって、その制度を活用しながら新規就農者、それから参入企業向けの農地を探し保有して、就農のときに農地を提供する取組が現在行われています。

吉村委員 1点お願いします。

3の就農5年後の定着状況で、新規就農で雇用という形態で仕事をされる方について、今約50%ということですが、この数字は改善をしていかなければいけないと当然感じるところですが、これについて目標値があれば教えてください。

井迫新規就業・経営体支援課長 現状において、目標値はありませんけれども、厚生労働省の調

べでは、大卒の新規就職者が3年目までに3割離職するというデータもあるので、殊更に農業の離職率が高いということではないとは思いません。課題としてはあらゆる業界で雇用の場合は労務管理をはじめとしたところがあるので、こういったところを改善して、少なくともその他の業種に比べて悪いということがないように改善していきます。

鴛海委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①、②の報告をお願いします。

宇都宮農林水産企画課長 資料の3ページを御覧ください。農林水産部関係の指定管理者の更新について報告します。

指定管理者制度は民間活力によるサービスの向上と経費の削減を目的として平成18年度に導入されました。今回は、1更新施設に記載の3施設について、指定管理者の選考を行います。

次に、2選定方法は、公募とします。なお、効率的、効果的な管理運営のため、大分農業文化公園と大分県都市農村交流研修館は一体的に公募します。3にある指定期間は5年間、4の公募期間は、7月上旬からの約2か月間を設定することとし、5の選定委員会は、5名以上の委員で構成し、全体の半数以上を学識経験者とします。

なお、各施設ごとの更新についての考え方や6目標指標については、この後、それぞれ担当課室長から御説明します。

資料の4ページを御覧ください。今後のスケジュールですが、農林水産部に係る3件は全て公募とするので、左側の公募の施設のスケジュールにより選定を行います。今後、委員の皆さまには、中段の第3回定例会で債務負担行為の設定について、第4回定例会で指定管理者の指定について審議をお願いしたいと考えているので、よろしく申し上げます。

続いて、各更新施設について担当課室長から御説明します。

三浦地域農業振興課長 資料3ページにお戻りください。6目標指標を御覧ください。まず大分農業文化公園について御説明します。

本施設は、豊かな自然と親しみながら農業・農村の文化に関し学習する機会を提供することにより、農業・農村及び自然環境に対する県民の理解を深め、新しい農業・農村づくりに資することを目的に設置され、平成18年度から大分県農業農村振興公社が指定管理運営者として管理運営を行っています。現在、設置目的の達成に向け、農産物の収穫体験等のイベントを開催するとともに、物販や展示などを行い、県産品や国東半島宇佐地域世界農業遺産の周知を図るなど、指定管理者ならではの活発な活動が行われています。このことから、今後も指定管理を続けていくことが効果的であると考えています。

今回の更新では、目標指標については、入園者数と来園者満足度を設定しています。目標値については、入園者数は過去4年間の平均利用者数は約26万人ですが、過去4年間の最多利用者数約30万人を基準に、令和3年度は31万人、令和4年度は32万人、令和5年度以降は33万人としています。また、来園者満足度は令和3年度を5点満点の4.0、令和4年度を4.1、令和5年度以降は4.2としています。

続いて、大分県都市農村交流研修館についてです。

本施設は、都市と農村の交流を促進するとともに、農村女性の能力開発及びネットワークの形成に資することを目的に設置され、平成18年度から大分県農業農村振興公社が指定管理運営者として管理運営を行っています。現在、貸館利用拡大に向けた積極的な営業活動を行うなど、指定管理者ならではの活発な活動が行われています。このことから、今後も指定管理を続けていくことが効果的であると考えています。

今回の更新では、目標指標については、研修受講者へのアンケート実施による研修満足度と

研修館利用者数を設定しています。目標値については、研修満足度は5点満点の4.7。また、研修館利用者数は、過去4年間の平均利用者数約3万人を基準に、令和3年度は3万人、令和4年度は3万1千人、令和5年度以降は3万1,500人としています。

吉川林務管理課長 続いて、大分県林業研修所について御説明します。

本施設は、林業技術の改善と林業経営の合理化のための研修施設として設置され、平成18年から財団法人森林整備センターが、その後組織改正があり、現在は後継法人の公益財団法人森林ネットおおいたが指定管理運営者として管理運営を行っています。現在、実践的な操作研修を行うなど、指定管理者ならではの活発な活動が行われています。このことから、今後も指定管理を続けていくことが効果的であると考えています。

今回の更新では、目標指標については、研修満足度と利用者数を設定しています。目標値については、研修満足度は5点満点の4.8、利用者数は、過去4年間の平均利用者数約3,800人を基準に、令和3年度は3,800人、令和4年度は3,900人、令和5年度以降は4千人としています。

以上で指定管理者の更新についての説明を終わります。

河野畜産振興課長 資料の5ページをお願いします。6月3日の令和2年第1回臨時会で承認された、県産農林水産物の消費回復・拡大を図る事業のうち、県産農水産物学校給食提供事業と木材消費拡大緊急対策事業の進捗状況等について報告します。

まず、県産農水産物学校給食提供事業について報告します。対象品目は、おおいた和牛や県産地鶏、養殖ヒラメなどです。表を御覧ください。対象とする学校は、県下の全小中学校や特別支援学校等です。提供量等は、可能な限り提供回数を増やし、生産者を支援するとともに、児童生徒に県産食材のおいしさを体験してもらいたいと考えています。

スケジュールですが、おおいた和牛は7月1

日の中津市、豊後大野市、九重町の小中学校を皮切りに、順次、他の地域でも提供を開始します。おおいた冠地どりとジビエについても7月開始を予定しています。養殖ヒラメ等の水産物は、県漁協が学校給食に適した処理等を検討していますが、準備が整う8月を目途に開始します。

最後に、食育の方法です。生産者や各振興局の職員等が学校に出向き、食材を紹介するDVD等を用いた講座を実施するほか、給食便りを活用して食材の魅力や生産されるまでの背景などを紹介します。それぞれが家庭に帰り食卓などで話題となり、消費の拡大につながるようしていきます。

高村林産振興室長 資料の6ページをお願いします。木材消費拡大緊急対策事業の進捗状況について御報告します。

まず、1の事業内容ですが、本事業は、県内で県産材を10立方メートル以上使用し、木造住宅を新築した場合、施主に対して県産材を使った家具や県産農林水産品と交換できるポイントを交付することで、県民の住宅建築意欲を喚起し、県産材の需要回復を図るものです。交付するポイントは、1ポイントを1円とし、30万ポイントを交付します。また、1戸当たりの県産材使用量が10立方メートルを超えた数量に応じて0.5立方メートル当たり1万ポイントを上乗せし、50万ポイントを上限として交付します。なお、対象となる木造住宅は、6月3日以降に契約し、来年の2月28日までに棟上げが完了する住宅としています。

本事業はポイント交付などの事務に取り組む団体への補助事業として実施しますが、6月5日から事業者の公募を行い、6月22日、事業者を大分県木材協同組合連合会に決定しました。

今後は、農林水産物等交換商品登録希望者を広く募集するとともに、対象となる交換商品の確認、交換商品を掲載するカタログやホームページの作成などを7月下旬にかけて行い、8月からポイント交付申請を受け付ける予定です。

上田おおいたブランド推進課長 資料の7ページをお願いします。新型コロナウイルス感染拡

大による食品加工品の需要減少が与える農林水産物の生産への影響について御報告します。

この資料は、大分県酒造組合への聞き取りや農林水産業における付加価値額調査対象企業150社のうち、県産仕入額1千万円以上の63社に調査し45社から回答を得たものをまとめたものです。

まず、①の酒類製造業の状況です。上段の焼酎では、家庭内需要の増加から量販店や小売店での販売は堅調ですが、自粛の影響から飲食業等の業務需要は減少し、大分県酒造組合加盟企業の4月の工場出荷量は前年同月比87.1%となっています。県内産の原料用麦には、焼酎用品種であるニシノホシ等がありますが、既に収穫されている本年産については、播種前に出荷契約を行っており、次期作についても焼酎メーカーから作付け拡大の要望が出されるなど、現状では県内産地への影響は見られません。

次に下段の清酒については、冠婚葬祭や各種イベントの自粛によって大きく影響を受けており、県内の4月の工場出荷量は、前年同月比47.6%となっています。県内の酒造好適米は山田錦等が栽培されており、現在の酒蔵の販売状況に応じて、今作の一部を主食用米に切り替えた地域もありますが、全体としては、県外産が多くを占めており、県内産地への大きな影響は見られません。

②の食品製造業は、回答のあった企業のうち59%の企業で売上げに影響が出ており、業務用の1次加工品や土産物向けの商品で売上げが減少していますが、量販店向けの商品は堅調です。影響を受けている製造事業者では、原料または製品の状態で在庫を持ちながら新たな販路開拓にも取り組んでおり、産地への大きな影響は見られない状況です。

以上のように、現状では、食品加工企業と連携した農林漁業者への影響は大きくない状況ですが、引き続き、新たな影響の発生に注視しながら、必要な施策を講じていきます。

鴛海委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

井上（伸）委員 指定管理者の更新についてですが、いつも私も非常に関心があると思うか、結局これは債務負担行為の金額を言っていないね。どのぐらいで予定しているとか、恐らく大分農業文化公園で1億5千万円ぐらいの金額ではなかったらと思うんですけども、その金額が知りたいということと、そういった金額で指定管理しながら、そして、いろんなノウハウとかがあるとか民間活力と言うけど、人数の目標にしても数字は全然変わらない、現状維持みたいな感じですか。ですから、専門的で、ある程度努力して来客数が増えて、どんどん活性化するとか、そういうのが私たちからすれば目に見えないんだね。

都市農村交流研修館にしても、合併前は、結構市町村が元気良かったもので、婦人会とか何とか、そこを結構利用していたんだよね。合併しちゃったら、誰がどう研究しているのかははっきりしないです。

成果があんまり見えていないと私は思うんですよ、これは個人的かもしれませんが。ですから、もう少し、指定管理にするなら、ある程度ノウハウがあつて、指定管理のお金が1億5千万円から努力したことによって1億円になったとか。5千万円が指定管理者の収入でもいいじゃないですか。とにかく、指定管理するにしても、1億5千万円ありきじゃ、県の財政は持たないんじゃないですかね。大変厳しいんだと私は思うんですよ。だから、その辺のところをもう少し真剣にお互い考えていかないと、財源的にも大変厳しくなるんじゃないかと思っています。そういう印象を受けています。

それと、木材消費拡大については、恐らく300戸ぐらいであろうということですが、このほかに森林環境譲与税が全国的に創設され、今、その前準備として、森林木材利用促進に使いなさいという形で、かなり町村に配分されています。県外でも、都市圏の市辺りで、木材利用促進に環境譲与税を使っていますが、このことはどうもまだ浸透していない。それは大分県だけじゃないとは思いますが、やっぱりそういったアピールが必要じゃないかと思うんですよ。

な。ですから、森林環境譲与税における森林活用面についてもう少しPRをすると、木材の需要拡大につながるのではなかろうかなとは思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

三浦地域農業振興課長 まず、農業文化公園についてお答えします。

現状、今年度の指定管理委託料については、1億3千万円強になっていますが、次期からの指定管理委託料については、今後、公募する中で応募者の状況等で決めていきます。

それから、委員から御指摘いただきましたけれども、農業文化公園、過去の平均でいくと、まだ25、6万人ではあります。一昨年度から、例えば、ネモフィラブルーフェスタだとか、秋のコキアレッドフェスタなど、新たな取組を始めて、入場者数が非常に増えてきています。令和元年度、実は29万人強だったんですけども、コロナの影響がなければ30万人いったんじゃないかと思っていますし、また、都市農村交流研修館についても、いろんな講座をやっていますが、指定管理者が人気のある講座は継続、若しくは不人気なものは新たなものに変えるなどの努力をしていて、少しでも目標達成に努力しています。

井上（伸）委員 入場者は来ますよ。それはただだから、無料だから、ある程度は。それが指針になると私は思っていないですね。30万人来るとか来ないとか。無料だから、何人来ても別に管理者はあんまり考えないんじゃないかと私は思いますね。どうでしょう。

三浦地域農業振興課長 確かに井上委員が言われるように、来た人みんながお金を使ってくれるかと言うと、それは確かにそうなんですけれども、母数がしっかり入り、そこでいろんな形で施設を利用してもらったり、若しくは飲食してもらったりということで売上げにつながっていくので、やはり母数は入場者数じゃないかと考えています。

井上（伸）委員 売上げは上がっていないですよ、恐らく。来た人数にしても、どのくらい上がっているんですか。それはしかし、指定管理者の収入になるのかな、どうなんだろう。原価

があるから、その辺のところの純収入はどのくらいあるのかと思うんですけど。結局、指定管理者があんまり替わっていないから僕は言うんですね。管理しただけの効果があればいいんだけども、18年からあんまり変わってないんだよな。だから言っているんだね。前も言ったように、もう少し努力が必要じゃないかということなんです。あれだけの大きな施設があるので、これから農業をやろうという意識に変わるように、いろんな研修を考えて、もう少しスピーディーにやって効果があるようにしなきゃ。意識がちょっと低いと思うね。これから公募するからそれに任せることもあろうかと思うし、そういう方たちを募集してもらえばいいと思うんだけども、どうなんでしょう。

三浦地域農業振興課長 まず、売上高については、ここ4年間増加してきています。令和元年度で8,680万円の売上げです。

井上委員が言われるように、今後、指定管理者を募集していくので、当然、指定管理者にも努力してもらおうし、県としても努力して、農業文化公園、研修館の魅力をアップして入場者、県民サービスに努めていきます。

吉川林務管理課長 森林環境税の件ですが、木材利用については、現在、県でもコロナの関係で木材の需要が落ち込んでいることもあるので、市町村には木材利用にも使ってもらえないかという話をしています。

実際、日田市は公共の建築物を木造化するために森林環境譲与税を使うという話も聞いています。

また、あわせて、大都市の方、東京、大阪、福岡といったところに大分県の木材を使ってもらえないかというPRを市町村と一緒にやる協議会を森林環境譲与税を使って立ち上げているので、地道な活動にはなりますけれども、ここについては力を入れてやっていきます。

井上（伸）委員 後でいいから、実績というか、状況をもう少し聞きたいので、説明してください。

守永委員 県産の農林水産物の消費回復・拡大についてですが、個々に6品目を各学校でとい

う取組ですが、どのくらいの単価を想定されているんでしょうか。

河野畜産振興課長 肉用牛については、100グラム千円、それから、地鶏は100グラム260円を想定しています。

景平審議監兼漁業管理課長 手持ちの資料に正確な数字は記載していませんが、1ブロック500円前後じゃなかったかなと記憶しています。詳細はまたお伝えします。

河野森との共生推進室長 ジビエの関係ですが、キロ当たり平均で3千円で見積もっています。

景平審議監兼漁業管理課長 今、手元に資料が来ました。100グラム当たり500円です。ヒラメです。（「ありがとうございます」と言う者あり）

二ノ宮委員 3ページの管理委託料は分かったんですけど、農業文化公園の来園者の満足度の取り方というか、調査方法等について教えてください。

それと、県の林業研修所ですが、これは今10名か12名ぐらい研修生がいて、そこで研修していると思うんですが、この約4千人というのは、その研修生の延べ人数は入っているんですか。もし入っていなかったら、どういう形であそこに4千人ぐらいが研修に行っているのか教えてください。

三浦地域農業振興課長 大分農業文化公園の来園者満足度をどのように調べるかですが、参考までに過去の平均値4.14というのがあります。これは紙ベースで職員がアンケートを取ったもので、非常に母数が少ないです。今後についてどのような形で取るかですが、当然紙ベースで取るのは継続すると同時に、ホームページ上でも取って母数をたくさん集めようと考えています。

吉川林務管理課長 林業研修所の人数については、おっしゃるとおり、林業アカデミーの人数も全て延べ人数で入れています。

小嶋委員 1点ですけど、農業文化公園の指定管理者を募集するというのですが、恐らく従来どおりの応募になるのではないかと思うんです。

そこで、過去の平均値が25万人以上、目標値としては来年が31万人。平均値だと、昨年の実績は29万人という話もありましたが、コロナの影響で多分減っていると思いますが、平均値と目標値を比べると6万人の差があるんですね。これを達成するために従来どおりの取組をしていたのではおぼつかないというのは、もう誰が見ても明らかだと思います。

批判しているわけじゃありませんが、そこで私、何かの機会に言ったことがあるんですけど、ちょっと難しいかもしれませんが、施設名が大分農業文化公園なので、農業文化という意味では、新しく目玉になるものの事業内容が追加される、あるいは今やっている事業をスクラップして新しくビルドするという、そういう観点から、新しい目玉となるものが二つか三つあって、初めてそこで新たな客を獲得できるということじゃないかなと思うんですね。

この20何万人というのは、結構リピート客が多いんですよ。あそこは何度も行ったことがあるので、今年も行きましょうと、きれいな花がありますね、ということだと思うんですが、必ずしも農業文化を学びに来ているんじゃないで観覧に行っている人も多いと思います。それはそれでいいと思いますが、やはり新しく学ぶという、文化を学ぶという観点で新規の客を次々と増やしていかないと33万人はおぼつかないんじゃないかなと。目標を掲げるだけでは難しいという思いがします。

そこで、非常に難しいとは思いますが、これから先、大分県の農業にも課題があると思うんですけど、いわゆるスマート農業の日本一と言うか、そこに行くとスマート農業を学べるんだということがあれば、そういう観点で関心を持っている人が訪れることもあると思います。例えばですけど、スマート農業だけではないと思うんですが、新しく大きな目玉になるものを提案してもらえる指定管理者を選んでほしいと。あるいは仕様にそういうものを書いて公募してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

三浦地域農業振興課長 御意見ありがとうございます。

まず、入場者についてですが、これまでも33万人目標を立てていましたが、実際、令和元年度の約30万人弱というのが実績でした。今後、1年目、令和3年度は1万人増、その後、また1万人増で、令和5年度に最終目標の33万人という計画を立てていますが、これも数字だけではなく、これからいろんなイベントなり行事なりを毎年入れていって、例えば、試験場と連携したホオズキの畑を作って、露地栽培の試験をして、最終的にはそれを来た人に配るとか、アジサイを植えた所があるんですが、これが2年すると多分見頃になると思っていますし、そういう時期時期のもので1万人アップするという計画を立てています。

それから、提案いただいたスマート農業の展示ですが、今、常時ではできていませんけれども、昨年、機械の展示会を農業文化公園で行ったところ好評でした。今後どういう形でやっていけるか、また検討していきたいと思います。
鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に質疑もないようですので、続いて、③、④、⑤の報告をお願いします。

井迫新規就業・経営体支援課長 資料の8ページをお開きください。令和元年度の新規就業者の状況について御報告します。

令和元年度の新規就業者数は、(1)の表にあるとおり、農業が257人、林業が105人、水産業が73人、合計435人と、全部門で過去最多の新規就業者数となっています。新規就業者の特徴ですが、(2)の表のとおり、農業では雇用就農者が90人と前年より18人増えています。また、(3)の男女別推移を見ると、女性就農者が過去最多の69人となっています。これは就農学校やファーマーズスクールなどの研修制度の効果によるものと考えています。

続いて、資料の9ページをお開きください。令和元年度の農業分野への企業参入の実績について報告します。令和元年度の参入実績は、

(1)の表にあるとおり、県外企業8社、県内企業14社の22社で、5年連続して20社を

達成し、その横に示しているとおり、累計では297社の参入となりました。参入効果ですが、一番下(4)で示しているとおり、産出額で約15億7千万円、農業従事者は343人、活用農地面積は116ヘクタールが見込まれています。なお、これまでの参入企業全体の平成30年度産出額実績は約148億円で、本県の農業産出額1,259億円の約1割を占めるまでになっています。次の10ページには、参考として令和元年度に参入した企業の概況をまとめていますので、後ほど御覧ください。

県の取組についてですが、本年度の新たな取組として、水耕栽培による軽量野菜の研修を受講できる女性向けの研修施設の整備のほか、就農1、2年目の認定新規就農者を対象に、国の農業経営収入保険に加入できない期間について、所得を補填する県独自の制度を創設するなど、農林水産業への新規就業者の増加を図っていきます。また、引き続き農業分野への企業参入を促進し、力強い経営体の確保育成に力を入れていきます。

安東農村基盤整備課長 11ページをお開きください。5月9日に由布市庄内町で発生した土砂崩れは、高さが約30メートル、幅が約50メートル、崩壊土量が約6千立方メートルの斜面崩壊です。発災後、由布市において、直ちに市道を覆った土砂を撤去するとともに、崩土流出防止のための大型土のうの設置を行い、5月21日には、市道の片側交互通行を開始しましたが、現在、梅雨期を迎えたため、斜面崩壊の影響区間について全面通行止めを行っています。

また、下流の被災がなかった農地への用水路を復旧し、5月27日から田植えを開始しました。なお、崩土除去等の農地復旧については、既決の農林水産業施設等復旧支援事業を活用し、市の実質負担額の4分の1を上限に県の補助を行います。

次に2の農業水利施設の緊急点検についてです。梅雨等の本格的な出水期等を迎えることから、土地改良区等が管理する県内の基幹、支線水路2,349路線のうち、被災した場合に人命、家屋等に影響を及ぼすおそれがある325

路線について、5月12日から29日にかけて一斉点検を行いました。異常が確認されたのは左から4列目にあるとおり85路線あり、水路本体の漏水やひび割れ等に関するものが103か所です。土地改良区において速やかに水路の目地補修を行うとともに、施設改修が必要な箇所については、事業化の検討を進めています。また、水路内のごみや土砂堆積などの維持管理に関する59か所については、点検の際に除去を行っています。今後とも土地改良区と連携を図りながら、適切な保全管理をしっかりと行っていきます。

河野森との共生推進室長 資料の12ページをお願いします。有害鳥獣対策の取組について御報告します。令和元年度の被害額は、1のグラフにあるように、1億7,200万円で前年度より約2千万円減少となりました。加害鳥獣別の被害額は、円グラフにあるように、イノシシによる被害が56%、シカによる被害が25%を占めています。また捕獲頭数は、その下の2の表にあるように、シカは4万2,949頭と過去最多となっています。

次ページを御覧ください。3の振興局別被害額です。集落環境対策をはじめとする取組を行った結果、全ての振興局管内で被害額が減少していますが、獣別の被害額は増加しているところもあります。

4の令和2年度の主な取組として、(1)の予防・集落環境対策では、水稻等の被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、集中的・計画的に防護柵を設置するとともに、鳥獣害対策アドバイザーの認定や育成を行い、集落ぐるみの被害対策を推進します。

(2)の捕獲対策では、シカの妊娠期にあたる猟期内の捕獲報償金上乘せに加え、ジビエ利用促進のための報償金の上乗せを継続し、日出生台・十文字原演習場内での有害捕獲の実施、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲圧の強化を図ります。また、LPWA電波を活用したICT付きくくりわなでシカを効果的かつ効率的に捕獲する技術と集落等の関係者の連携の実証に取り組めます。次期特定鳥獣管理計画策定のた

めニホンジカの生息密度調査を県下全域で行います。

(3)の狩猟者確保対策では、次世代の捕獲指導者となる次世代リーダーの育成研修を行います。

(4)の獣肉利活用対策では、国産ジビエ認証取得の推進や食肉処理施設等を対象とした衛生管理研修の開催、PR活動の強化や学校給食への普及等に取り組み、県産ジビエの安定供給体制の構築と消費拡大を図ることとしています。

これらの取組を力強く進めていくことで、さらなる被害軽減に努めていきます。

鴛海委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

太田副委員長 豊肥地区だけ極端にイノシシ被害が大きいのは、何か理由があるのか教えてください。

河野森との共生推進室長 豊肥地域においては、やはり山と田んぼが近いので、従来、田んぼ等の被害が多くあったんですけれども、最近は施設防護柵等の設置がかなり地域的に進んでいるので、今後は減少すると思っています。

太田副委員長 主に水稻被害が多いんですかね。それと、豊肥地区にとってはイノシシの捕獲頭数もやっぱりそれなりに増えているんでしょうか。

河野森との共生推進室長 イノシシは多産であるために、やはり捕獲をするよりも地域を囲って被害を抑える。そして、シカについては、1頭産みですので、捕獲によって生息密度を減らす取組を重点的に集落では進めています。

井上(伸)委員 過疎地域において、防護柵をしてもらって、大変効果はあると思うんですけども、高齢化してやめちゃって、防護柵はしているけれども、周りは草だらけになっちゃって放置している場所もちょくちょく見るんだよね。とすれば、それを有効活用すれば、それは無償で、必要な人がいれば譲渡するとか何かしないと、あのままずっとしているとどうも見た目も悪いし、そういうのがどんどん増えるんじゃないかと思えますけれども、そういった状況

はないですか。

河野森との共生推進室長 集落は皆さんで守ることがやはり重要になってくると思っています。

一つは、防護柵については、被害が起きた所については集落全員で集落点検を行っているとか、それから、逆に今、農家ハンターが増えていきます。ちょっと息が長い取組になりますけれども、自分の農地については自分たちでハンティングやわな等で守る、そのようなことを継続的に進めることによって中山間地の耕作放棄地を皆さんで利用できる、そんな取組を進めていきます。

井上（伸）委員 いやいや、それは分かるんだけど、そういった放置した場所があるが、どう思いますかということと、集落団体として、その集落の人たち以外にまた別の人が使えばと、要するに移動すればいいことばってん、そういったものが市町村単位だから、県としては目が行き届かないんじゃないですか。大丈夫ですか。

河野森との共生推進室長 柵の設置等においては、市町村や集落等と一緒に協議会等を起こして、そして事業化や新たな次への展開等して、皆さんで話し合っって鳥獣被害対策を進めていくという組織づくりを進めています。皆さんで考えていく、そんな行政と地域と市町村が一緒になった取組を進めていきます。

森迫審議監 少し補足をしますけれども、県に2名ほど鳥獣被害の広域普及員を配置していて、重点的に努力を行う集落には細かく指導に入っているのです、今、井上委員から御指摘いただいた件についてはしっかりと情報収集しながら、防護柵等については市町村が管理をしているので、その有効利用等についても、現地対策本部と県の広域普及員とあわせて指導していきます。

（「しっかりとしてください」と言う者あり）

守永委員 鳥獣被害の関係で、さきほど捕獲対策のところでは新規事業としてロー・パワー・ワイド・エリアの電波を活用したICTのわなによるシカの捕獲といった実証実験があったんですけども、具体的にどこでやるのか決まっていたら、教えてください。

河野森との共生推進室長 これは全県下で6か

所の計画をしています。各振興局1か所ずつです。これは、モデルとしての取組で、市町村、地域、集落等の皆さんとの合意形成を経ながら実施していく予定です。

守永委員 各振興局に1か所ずつということですから、振興局管内の方々が見に行こうと思えば見に行ける状況もあるんでしょうし、どの程度有効かは、設置の仕方とかの状況もあるんでしょうから、これからということになるんでしょうけど、また状況等教えてください。

二ノ宮委員 11ページをお願いします。

庄内町の土砂崩れ、早い復旧をしていただきありがとうございます。

お聞きしたいんですけど、道路より上は災害復旧でやると思うんですけど、その下の農地の部分については1ヘクタールが被害を受けています。そして、その下の農地は被害を受けてなくて、今年田植えができています。災害復旧じゃなくて農地の構造改善的なものでやって農家負担がなくなったらと思っています。

そういうことで、どっちみち、事業については今度の水稻を採った後になると思うんですけど、下の1ヘクタールも含んで構造改善的なものについては可能かどうか、分かりますか。そういう相談を受けているので。

安東農村基盤整備課長 圃場整備の関係で事業を実施するのは、確かに復旧の中の一つとして、復興という意味合いも込めてあります。ただし、それには受益面積の規模等があって、通常、県営事業でしたら、中山間地域においては10ヘクタール以上という規模要件があります。そのため、やはり一定規模以上の面積がまとまり、地域の方々がそれに被災部分を含めて圃場整備を今回やろうという機運が盛り上がれば、そういう話を持っていくことは可能ですけれども、被災農地だけで事業というのは、今の段階ではちょっと厳しいのかなと考えています。

二ノ宮委員 農林水産業施設等復旧支援事業は、災害復旧と一緒に現況に戻すんですか。そして、その代わりにこの事業を使うことによって、一定の自己負担が災害復旧の場合あるんですけど、これはないということでもいいんですか。

安東農村基盤整備課長 この事業は、通常の国庫補助を使った災害復旧事業の対象にならない、若しくは緊急的に行うべきものに対して適用するものです。これについて、現在、県として由布市庄内町に限った事業制度を構築し、由布市がこの事業に対して、例えば、農地復旧に4千万円かかるとした場合、それに対して由布市が95%を補助すれば、県は4分の1の25%を補助して、地元負担は、5%という形で、当然のことながら発生するのではないかと考えています。

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に質疑もないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

守永委員 つい先日、収入保険についてはいろんな説明を農林水産委員会の中で受けたんですが、この収入保険は令和元年度会計から対象になっているので、今年の春に申告して、収入が落ちた方について実際に支給が始まっていると思います。

共済組合で話を聞いたときに、今750人が加入していて、180人から申請があがっていて、1億6,500万円を既に支給したそうです。そういう情報等を周知しながら、各農家が積極的に収入保険に入れるように取り組んでもらいたいと思っています。農業共済組合の試算では、加入できる農業者は7千軒ほどを想定していて、今現在加入しているのが1千軒程度という状況です。県として今後の取組についてどうするのか教えてください。

安藤団体指導・金融課長 収入保険については、県の補助制度を作り、農業共済組合がパンフレットを作ったりすることに対して補助金を出しています。そういう中で、関係団体を集めて協議会というか、話し合いの場を作り、その中で推進する形で、普及員が説明したりしながら進めていく予定です。農協等とも連携を取ります。

守永委員 農業共済組合の方々も現場に行くのに、米、麦といったこれまで共済に義務的に加

入しなければならなかった方々とは面識があるんだけれども、野菜の方との面識がないので、アプローチするのにどういう手法を取っていいかわからないという話を伺いました。

実際、施設園芸の方は収入そのものが多いので、掛金も必然的に高くなるんですね。ある農家が、毎年軽四を1台買い換えよるみたいなもんやと掛金のことを話していたんですが、そういった方も、去年の大葉などは市場価格が低かった。今年もコロナの影響で市場価格が低くなりつつあることを考えると、この収入保険の存在意義を感じている状況なんだろうと思うので、ぜひそういった面も含めて推進を図ってもらえればと思うので、よろしくお願いします。

安藤団体指導・金融課長 さきほど言った協議会の中で、農協に野菜農家のリストアップしてもらって、そこに共済組合で回るというやり方もやろうとしています。

なおかつ、確かに収入保険は高いというところがあって、国で制度を作って、今までは全額、9割を切った分の9割を補償する、それも際限なくという形だったんですが、例えば、5割よりも減った場合は、その補償はいいから安い値段でもできる制度を今年1月から作ったりして、そういう中で、それぞれの要望に応じながらやっていく形を取っています。

守永委員 あと1点だけ。それに関連してですが、収入保険で補償された補償金は、県の創出額の中に入るといいんでしょうか。

宇都宮農林水産企画課長 今のところ、創出額の計算の中には入っていません。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかにないようですので、これをもって、農林水産部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは、大変お疲れさまでした。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

鴛海委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りします。お手元に配付のとおり、各事項につ

いて閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

6月19日より、県境を越える移動自粛は全面解除されました。しかしながら、この解除は、各地域の感染状況等に留意し、臨機に行動することという条件付きであり、まだまだ、感染の第2波への警戒を緩めることはできません。

このような状況ですので、県外調査実施の有無等については、改めて9月の第3回定例会で協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 それでは、そのようにします。

最後にそのほかですが、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 それでは、私から参考人招致の件についてです。

昨年度は、九州農政局大分県拠点地方参事官の前畑博幸氏をお招きし、意見聴取を行いました。

今年度もどなたかお招きし、農林水産業に係る最近の状況を伺いたいと思います。

第3回定例会の常任委員会の場で協議したいと思いますので、それまで皆さん各自で御検討をお願いします。

〔「はい」と言う者あり〕

鴛海委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようですので、これもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。